

# 公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要

最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるとともに、投票管理者等を選任した場合におけるこれらの者の住所の一部の告示について定める等の改正を行う。

## 1 趣旨

最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げるとともに、投票管理者等を選任した場合におけるこれらの者の住所の一部の告示について定める等の改正を行う。

## 2 改正概要

### (1) 公営単価の改定関係

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3 年に一度の参議院通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としているところ、最近における物価の変動及び消費税増税（8%→10%（令和元年 10 月施行））を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行う。

### (2) 選挙事務関係者の住所の一部の告示関係

選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はこれらの者の職務代理者を選任した場合に行う氏名、住所等の告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとする。

### (3) 病院の不在者投票管理者（院長）の職務代理者となる者の要件緩和関係

介護老人保健施設や介護医療院の施設長（院長）に医師等以外の者がなり得ることを踏まえ、病院の不在者投票管理者（院長）の職務代理者に医師等以外の者もなれるようにする。

### (4) 点字投票で使用することができる点字の追加関係

投票に関する記載について文字とみなすこととされる点字について定めた別表第一に、特殊音（外来語表記）及びアルファベット等を追加する。

## 3 施行期日

公布日

## 公職選挙法施行令（公営単価関係）改正の概要

### 1 自動車使用公営費（第 109 条の 4）

区分	改正単価	現行単価
一般運送契約（ハイヤー方式）	64,500 円	64,500 円
一般運送契約以外の契約		
自動車借入れ	<u>16,100 円</u>	15,800 円
燃料供給	<u>7,700 円</u>	7,560 円
運転手雇用	12,500 円	12,500 円

### 2 通常葉書作成公営費（第 109 条の 7）

区分	改正単価	現行単価
3 万 5 千枚以下の場合 1 枚当たり	<u>7 円 95 銭</u>	7 円 71 銭
3 万 5 千枚を超える場合 1 枚当たり	<u>6 円 88 銭</u>	6 円 66 銭

### 3 ビラ作成公営費（第 109 条の 8）

区分	改正単価	現行単価
5 万枚以下の場合 1 枚当たり	<u>7 円 73 銭</u>	7 円 51 銭
5 万枚を超える場合 1 枚当たり	<u>5 円 18 銭</u>	5 円 02 銭

### 4 選挙事務所用立札看板作成公営費（第 110 条の 2）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	<u>56,613 円</u>	54,914 円

### 5 自動車等立札看板作成公営費（第 110 条の 3）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	<u>53,601 円</u>	51,992 円

### 6 ポスター作成公営費（第 110 条の 4）

#### （1）衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

区分	改正単価	現行単価	
印刷費	ポスター掲示場数が 500 以下の場合 1 枚当たり	<u>541 円 31 銭</u>	525 円 06 銭
	ポスター掲示場数が 500 を超える場合 1 枚当たり	<u>28 円 35 銭</u>	27 円 50 銭
企画費		<u>316,250 円</u>	310,500 円

#### （2）参議院比例代表選出議員の選挙

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	<u>37 円</u>	36 円

### 7 個人演説会場立札看板作成公営費（第 125 条の 3）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	<u>40,954 円</u>	39,725 円